

○東吾妻町木造住宅耐震改修補助事業実施要綱

平成29年3月1日告示第25号

東吾妻町木造住宅耐震改修補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東吾妻町木造住宅耐震診断事業の推進を図り、耐震診断に基づき耐震改修を行う者に対し、東吾妻町補助金等に関する規則（平成18年東吾妻町告示第35号）定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱（平成23年東吾妻町告示第45号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 耐震改修 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定するものをいう。
- (3) 耐震補強設計 耐震診断を行った上で「倒壊しない又は一応倒壊しない」の判定となるように補強する設計をいう。
- (4) 工事監理 その者の責任において、工事を耐震補強設計に基づく設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。
- (5) 耐震補強工事 耐震補強設計に基づき行う耐震改修工事をいう。

(補助の対象)

第3条 耐震改修の補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅及び兼用住宅の居住者
- (2) 兼用住宅である場合、居住部分の面積が延べ面積の2分の1以上である住宅
- (3) 階数が2階建て以下の住宅
- (4) 木造在来工法によって建てられた住宅
- (5) 耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅を東吾妻町内に所有し、当該住宅に居住している者
- (6) 町で賦課している税の滞納をしていない者及び世帯

(耐震補強設計者等)

第4条 耐震補強工事の設計者及び工事監理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 一般社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者
- (2) 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者
- (3) 一般社団法人群馬県建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を終了し、建築士事務所又は建設会社等に所属している者
- (4) その他町長が前3号に準ずると認める者

(補助金交付額)

第5条 補助金は、耐震補強工事に要する費用（以下「耐震補強工事費」という。）の2分の1以内とし、100万円を限度とする。この場合において、耐震補強工事費には当該工事に係る設計費及び監理費は含まないものとし、消費税は含むものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請

書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
 - (2) 耐震補強工事の設計図書
 - (3) 耐震補強工事に要する費用の見積書等の写し
 - (4) 建築確認済証の写し（耐震補強工事により建築確認が必要な場合に限る。）
 - (5) 耐震診断の結果の写し
 - (6) 町税の未納税額のないことの証明書
 - (7) その他町長が必要と認めた書類
- （交付決定通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び現地調査等に基づき審査し、補助金の交付決定をしたときは、速やかに木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（申請内容の変更又は中止）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が、耐震改修補助事業内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定変更申請書（様式第3号）に、変更する耐震改修補助事業内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金交付決定変更申請に基づき補助金の変更を認めるときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 決定者等（前項の規定により補助金の変更を認められた者を含む。以下同じ。）が、事情により耐震改修を中止するときは、木造住宅耐震改修補助事業中止届（様式第5号）を町長に届け出なければならない。

（完了の報告）

第9条 決定者等は、耐震補強工事が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修補助事業完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強工事内訳書（様式第7号）
- (2) 耐震補強工事に係る契約書の写し（内訳明細書を含む。）
- (3) 耐震補強工事に要した費用の領収書の写し
- (4) 耐震補強工事前、工事中及び工事後の写真
- (5) 検査済証の写し（耐震補強工事により建築確認を要した場合に限る。）
- (6) 木造住宅耐震改修補助事業補助金支払請求書（様式第8号）

2 前項の規定による報告書は、耐震改修の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があって町長がやむを得ないと認めるときは、当該年度の3月末日まで延期することができる。

（交付）

第10条 町長は、前条第1項の規定に基づき完了の報告を受けたときは、当該報告書に係る書類等の内容を確認し補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、決定者等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたと

き。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて木造住宅耐震改修補助事業補助金返還命令書（様式第9号）により決定者等に通知し、その返還を命ずることができる。

（申請者に対する指導及び助言）

第12条 町長は、耐震改修の補助金の交付を受けようとする者に対して、耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。